

鴻巣市第2期テイクアウト等事業支援補助金 Q&A

令和3年3月8日 現在

このQ&Aにおいては、次のとおり表記します。

鴻巣市新型コロナウイルス感染症対応事業者支援補助金	⇒	新型コロナ対応補助金
鴻巣市第2期テイクアウト等事業支援補助金	⇒	テイクアウト補助金

Q. 1 どのような事業者が対象となりますか？

A. 1 次の要件を満たす事業者を対象とします。

- ① 申請時点において、鴻巣市内で飲食業を営む中小企業者、小規模企業者および個人事業主
- ② 食品衛生法施行令第35条第1号に規定する**飲食店営業**または同条第2号に規定する**喫茶店営業**の許可を受けていること
- ③ 市税に未納がないこと（申請時に納期を迎えているもの）

ただし、以下の事業者は対象外となります。

- ・大企業及びみなし大企業（Q2. 参照）
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員がその事業活動を支配している場合その他暴力団員との関係が特に認められる者
- ・その他、趣旨に照らして適当ではないと市長が判断する者

Q. 2 みなし大企業とはどのような企業のことをいうのですか？

A. 2 以下のいずれかに該当する中小企業者等のことをいいます。

- (ア) 発行済株式の総数または出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業（中小企業者等以外の者であって事業を営む者・以下同じ）が所有している中小企業者等
- (イ) 発行済株式の総数または出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者等
- (ウ) 大企業の役員または職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者等

Q. 3 中小企業者、小規模企業者とは何ですか？

A. 3 中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者及び同条第5項に規定する小規模企業者を指します。

具体的には下表のとおりです。

業種	中小企業者 (下記のいずれかを満たすこと)		小規模企業者
	資本金の額 または 出資の総額	常時使用する 従業員の数	常時使用する 従業員の数
① 製造業 建設業 運輸業 その他の業種 (②~④を除く)	3億円以下	300人以下	20人以下
② 卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
③ サービス業	5千万円以下	100人以下	5人以下
④ 小売業	5千万円以下	50人以下	5人以下

Q. 4 対象となる経費はどのようなものですか？

A. 4 テイクアウト等の事業を実施するために、令和3年1月1日から令和3年4月30日までの間に支払った経費が対象となります。

- ① 消耗品費 お手拭き、梱包・包装資材（手揚げ袋 等）
- ② 食器等 容器、箸 等
- ③ 印刷製本費 テイクアウト用メニュー作成費、ポスター印刷費
- ④ 燃料費 デリバリーに要した燃料費
- ⑤ 人件費 デリバリーのための従業員の人件費 等
- ⑥ 広告費 テイクアウト等のためのPR広告掲載費 等
- ⑦ 委託費 デリバリー代行サービスの委託費

Q. 5 複数の店舗を経営していますが、それぞれの店舗で申請できますか？

A. 5 できません。1事業者につき1回限りの申請となります。

Q. 6 新型コロナウイルス感染症発生以前からテイクアウト・デリバリーを実施していますが、対象になりますか？

A. 6 対象となります。

Q. 7 市税に未納が無いことが要件となっていますが、いつの時点の分までが対象ですか？

A. 7 申請時に納期を迎えている市税が対象となります。

Q. 8 鴻巣市が令和2年に実施した「鴻巣市中小企業者等支援給付金」「鴻巣市家賃等支援給付金」「鴻巣市テイクアウト等事業支援補助金」の給付・交付を受けましたが、今回の補助金も申請できますか？

A. 8 申請できます。

Q. 9. 新型コロナ対応補助金とテイクアウト補助金は別々に申請できますか？

A. 9. 申請できます。

ただし、必要書類はそれぞれの申請時に添付していただきますのでご注意ください。

Q. 10 新型コロナ対応補助金とテイクアウト補助金の「消耗品」の違いは何ですか？

A. 10 新型コロナ対応補助金の場合は、業種を問わず感染拡大防止策を実施するにあたり必要な消耗品を指します。

テイクアウト補助金の場合は、テイクアウト・デリバリー等を実施するにあたり必要な消耗品を指します。

Q. 11 補助金を申請する際の金額は税込ですか？ 税抜ですか？

A. 11 消費税込の金額となります。

Q. 12 補助金の申請額はどのように計算したらよいですか？

A. 12

【計算例1】

消耗品費 10,000 円

食器等 20,000 円

燃料等 10,000 円

人件費 50,000 円

合計 90,000 円

⇒ 上限の **50,000円** が申請金額

【計算例2】

消耗品費 10,000 円

食器等 20,000 円

燃料費 10,000 円

合計 40,000 円

⇒ 40,000円 が申請金額

Q. 13 最初の申請で補助金額の上限まで達していなかったため、追加で消耗品等の購入を検討していますが、申請変更は認められますか？

A. 13 認められません。1事業者につき1回限りの申請となりますので、申請後に追加で消耗品等を購入しても、申請の変更は認められません。

Q. 14 国や県等で実施する他の補助金等との併給は認められますか？

A. 14 鴻巣市は併給を禁じておりません。国や県等から補助金等を受けた上で、鴻巣市へ申請することは可能です。

ただし、国や県等の補助金等では、2か所以上から補助を受けることを禁じている場合があるため、補助金等の返還を求められる可能性があります。

国や県等の補助金等における制約については、国や県等に各自でご確認ください。